

ケアプランステーションスマイル

重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

本事業所は、介護保険法その他関係法令に基づき、要介護者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

1. 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
2. 事業の実施にあたっては、市町村、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行います。
4. 正当な理由なく特定の事業者に偏ることのないよう、公正中立な立場で支援を行います。

2. 職員の職種及び職務内容

(1) 管理者 1名(常勤、介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) 介護支援専門員 2名以上(常勤専従)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたります。

3. 営業日及び営業時間

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとします。

土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

年末年始の営業については、その都度状況に応じて決定します。

(2) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとします。

(3) 緊急時は、この限りではなく必要に応じて対応します。

4. 指定居宅介護支援の提供方法

本事業所が提供する居宅介護支援の内容は、次のとおりです。

1. 介護相談
2. 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
3. サービス担当者会議の開催
4. 関係機関との連絡調整
5. モニタリングの実施
6. 給付管理業務
7. その他必要な支援

5. 利用料及びその他の費用

居宅介護支援の提供に係る利用料は、介護保険法に規定する一定の額が支払われるため、利用者の負担は無料とします。

6. 通常の事業の実施区域

通常の事業実施地域は、越前市及び南越前町の全域とします。

7. 連絡体制

24 時間連絡体制

営業時間外であっても、緊急の場合は連絡可能な体制を確保し、必要に応じて対応します。

8. 相談窓口及び苦情対応

(1) 事業所窓口

ケアプランステーションスマイル 管理者 長谷川 美祐紀

電話番号:0778-29-1858

(2) 行政機関等

- 越前市長寿福祉課
電話番号:0778-22-3715
- 南越前町保険福祉課
電話番号:0778-47-8009
- 福井県国民健康保険団体連合会
電話番号:0776-57-1614

本事業所は、提供した居宅介護支援に関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応します。苦情の内容等を記録し、市町村等の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は適切な改善を行います。

9. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、速やかに市町村及び家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 秘密保持・個人情報保護

業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報について、関係法令に基づき適切に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしません。

11. 高齢者虐待防止対応体制

利用者の人権の擁護及び虐待の発生又は再発防止のため、

- ・虐待防止指針の整備
- ・担当者の選定
- ・委員会の定期開催
- ・研修の実施
- ・虐待が疑われる場合の市町村への通報を行います。

12. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や災害の発生時において業務を継続的に実施・再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施し、定期的な見直しを行います。

13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ・感染症対策委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催
- ・感染症予防及びまん延防止のための指針整備
- ・定期的な研修及び訓練の実施

14. 記録の保管

利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

15. その他

この重要事項説明書に定めのない事項は、別に定めるところによります。

ケアプランステーションスマイル

居宅介護支援契約書

利用者_____様(以下「利用者」という。)とケアプランステーションスマイル(以下「事業者」という。)は、介護保険法に基づく居宅介護支援の提供について、次のとおり契約を締結する。

第1条(契約の目的)

本契約は、事業者が利用者に対し、居宅介護支援を提供し、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

第2条(契約期間)

本契約の期間は、令和 年 月 日から開始し、利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとする。

ただし、認定の更新又は区分変更が行われた場合には、更新後又は変更後の認定の有効期間満了日まで、本契約は当然に継続されるものとする。

第3条(介護支援専門員)

- 事業者は、利用者に対し、介護支援専門員(ケアマネジャー)を配置し、居宅介護支援を提供する。
- 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、生活環境及び本人の意向を踏まえ、常に利用者の立場に立って支援を行う。
- 利用者は、正当な理由がある場合には、介護支援専門員の変更を申し出ることができる。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

- 1 事業者は、利用者が適切な居宅サービスを利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する。
- 2 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者及びその家族の意向を尊重し、利用者の選択に基づいて行う。
- 3 事業者は、居宅サービス計画の内容について利用者に説明し、同意を得るものとする。

第5条(経過観察・再評価)

- 1 事業者は、居宅サービス計画に基づくサービスの実施状況について、定期的に経過観察(モニタリング)を行う。
- 2 利用者の心身の状況又は生活環境に変化が生じた場合には、必要に応じて居宅サービス計画の再評価及び変更を行う。
- 3 再評価又は変更を行った場合には、利用者に説明し、同意を得るものとする。

第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合には、利用者の意向を尊重し、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行う。

第7条(居宅サービス計画の変更)

- 1 利用者又はその家族から居宅サービス計画の変更の申し出があった場合、事業者はその必要性を検討し、適切に対応する。
- 2 利用者の心身の状況等に変化が生じた場合には、必要に応じて居宅サービス計画を変更する。
- 3 変更時には、利用者に内容を説明し、同意を得るものとする。

第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画に基づき、居宅サービス事業者が提供したサービス内容及び費用を確認し、介護保険法に基づき適正な給付管理業務を行う。

第9条(要介護認定等の申請に係る援助)

事業者は、利用者が要介護認定又は要支援認定の申請、更新等を行うにあたり、必要に応じて申請手続きの援助を行う。

第 10 条(情報の保存・開示)

- 1 事業者は、居宅介護支援の提供に関して作成した記録を、法令に基づき適切に保存する。
- 2 利用者又はその代理人から自己に関する記録の開示を求められた場合には、正当な理由がない限りこれに応じる。

第 11 条(契約の終了)

本契約は、次のいずれかに該当した場合に終了する。

- (1) 要介護認定又は要支援認定の有効期間が満了し、更新されなかった場合
- (2) 介護保険施設等へ入所した場合
- (3) 利用者が死亡した場合
- (4) 利用者又は事業者から契約解除の意思表示があった場合

第 12 条(秘密保持)

事業者及び職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約終了後も同様とする。

第 13 条(賠償責任)

事業者は、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかにその損害を賠償するものとする。

第 14 条(身分証携行義務)

事業者の職員は、居宅介護支援の提供にあたり、身分を証明する証明書を携行し、利用者又は家族から求められた場合には、これを提示する。

第 15 条(相談・苦情対応)

- 1 事業者は、居宅介護支援に関する利用者及び家族からの相談又は苦情に対し、迅速かつ適切に対応する。
- 2 相談及び苦情の受付窓口については、重要事項説明書に記載する。

第 16 条(善管注意義務)

事業者は、善良な管理者の注意をもって、誠実に居宅介護支援を提供する。

第 17 条(運営規程の概要及び料金等の重要事項)

事業者は、運営規程の概要、居宅介護支援に係る料金その他重要事項について、重要事項説明書に記載し、利用者に説明のうえ同意を得る。

第 18 条(本契約に定めのない事項)

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令及び運営規程の定めによるほか、利用者及び事業者が誠意をもって協議し解決する。

第 19 条(裁判管轄)

本契約に関して生じた紛争については、事業所所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

個人情報使用同意書

私は、株式会社エムスト ケアプランステーションスマイル(以下「当事業者」といいます)が提供する介護サービスにおいて、サービス提供に必要な範囲で、私(利用者)および家族等の個人情報を使用することに同意します。

1. 使用する個人情報の内容

- 氏名、住所、電話番号等の連絡先
- 生年月日、年齢、性別
- 要介護認定に関する情報
- 心身の状況、病歴、既往歴、服薬状況
- 生活状況、介護内容、支援記録
- その他、適切な介護サービス提供に必要な情報

2. 個人情報の使用目的

- 介護サービスの提供およびケアプランの作成
- 医療機関、他の介護サービス事業者、関係機関との連携
- 緊急時の連絡および対応
- 介護保険制度に基づく事務手続き

3. 個人情報の提供先

- 医療機関
- 居宅介護支援事業所
- 他の介護サービス事業者
- 行政機関(介護保険関係)

※法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の管理

当事業者は、個人情報保護法および関係法令を遵守し、個人情報の適切な管理および安全対策に努めます。

5. 個人情報を使用する期間

個人情報の使用期間は、介護サービス提供契約の開始日から終了日までとします。なお、契約終了後においても、法令に基づく保存義務および業務上必要な範囲内において、適切に保管・利用するものとします。

私は、上記内容について十分な説明を受け、理解したうえで同意します。

重要事項説明確認書

本書面により重要事項の説明を受け、内容を確認しました。

上記の同意を証する為、本書2部を作成し、事業者、契約者様が署名の上、各1部を保有するものとします。

契約締結日

同意日：令和 年 月 日

利用者氏名： _____

代理人・家族等氏名： _____

(利用者との続柄： _____)

説明者氏名： _____

事業者名：株式会社エムスト ケアプランステーションスマイル

所在地：福井県越前市千福町 328

代表取締役：向瀬 直人